

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	北見市 児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北見市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

北海道北見市長

## 公表日

令和3年12月6日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<p>【事務全体の概要】 児童扶養手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届処理及び統計処理を行う。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】 受給者世帯の住民情報、所得情報及び年金情報を照会し、資格確認及び支給処理を行う。</p>
③システムの名称	児童手当等システム、福祉総合相談システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、窓口支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第1の37の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第29条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号及び別表第2</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「主務省令」という。）</li> </ul> <p>&lt;情報照会の根拠&gt; 別表第2の57の項 主務省令第31条</p> <p>&lt;情報提供の根拠&gt; 別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 主務省令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部 子ども支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 文書課 北見市大通西3丁目1番地1 0157-25-1209
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 文書課 北見市大通西3丁目1番地1 0157-25-1209

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月21日	I-1-③システムの名称	児童手当等システム、福祉総合相談システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	児童手当等システム、福祉総合相談システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、窓口支援システム	事前	
平成28年12月30日	I-3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の37の項	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の37の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第29条</li> </ul>	事前	
平成28年12月30日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2 <情報照会の根拠> 別表第2の57の項 <情報提供の根拠> 別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、116の項	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号及び別表第2</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「主務省令」という。)</li> </ul> <情報照会の根拠> 別表第2の57の項 主務省令第31条 <情報提供の根拠> 別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 主務省令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2	事前	
	I-5-②所属長の役職名	(様式変更)	課長	事前	
H31.2.8	基礎項目評価書全体		新様式への変更	事前	
	II-1いつの計数か	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正による
	II-2いつの計数か	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
R3.11.17	I-4-②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号及び別表第2  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「主務省令」という。）</p> <p>&lt;情報照会の根拠&gt;  別表第2の57の項  主務省令第31条</p> <p>&lt;情報提供の根拠&gt;  別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、116の項  主務省令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2</p>	<p>・番号法第19条第8号及び別表第2  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「主務省令」という。）</p> <p>&lt;情報照会の根拠&gt;  別表第2の57の項  主務省令第31条</p> <p>&lt;情報提供の根拠&gt;  別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項  主務省令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2</p>		
	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 文書課 北見市北2条東2丁目 0157-25-1209	総務部 文書課 北見市大通西3丁目1番地1 0157-25-1209	事後	
	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務部 文書課 北見市北2条東2丁目 0157-25-1209	総務部 文書課 北見市大通西3丁目1番地1 0157-25-1209	事後	
	II-1いつの計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正による
	II-2いつの計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正による